

電力の小売全面自由化に伴うご入居・ご退去時のお申込みについて

平素より、九州電力をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 28 年 4 月 1 日より、「電力の小売全面自由化」がスタートしますが、これに伴い、電気ご使用のお申込み手続きを一部変更いたします。

つきましては、会員のみなさまへのご周知をお願いいたしますとともに、今後とも九州電力をご愛護賜りますよう、お願い申し上げます。

1 電力の小売全面自由化の概要

- お客さまは、電力会社（小売電気事業者）を自由に選択できるようになります。
 - 小売電気事業者は、経済産業省資源エネルギー庁のHPでご確認いただけます。
 - 自由化後も引き続き、九州電力とのご契約を継続いただけるお客さまは、特段お手続きいただく必要はございません。
 - 小売電気事業者は、契約締結前後に電気契約の内容を説明することが義務化されます。

2 ご入居・ご退去時の手続きの変更点

〔ご入居時〕

- 管理会社様が代理でお申込みされる場合は、入居者様が希望される電力会社（小売電気事業者）を必ずご確認ください。
- 九州電力をお選びいただける場合は、「お電話」、「電気ご使用申込書」、「インターネット」によりお申込みください。

※ ご契約メニューによって、「電気ご使用申込書」がない場合や「インターネット」でお申込みいただけない場合がありますので、その場合はお電話でお申込みをお願いいたします。

〔ご退去時〕

- 九州電力は、ご退去時に電気料金の現場精算を承っておりましたが、平成 28 年 2 月 22 日より、現場精算を廃止いたします。

3 その他

- ご入居・ご退去が決まり次第、早めの電気契約手続きにご協力をお願いいたします。
- ご退去の際は、大元の「ブレーカー切」をお願いいたします。
- 自由化に併せ、スマートメーター（遠隔検針計器）の取付けを拡大していく予定です。
- スマートメーター設置箇所は、定例検針に加え、入退去時の検針を遠隔で行うことがあります。
- ご不明な点等がありましたら、最寄りの弊社営業所へお問合せください。

以 上